

○豊山町耐震関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱

令和3年3月17日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、耐震等関連事業に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の一時的な金銭的負担を軽減するため、当該事業に係る工事等を行う者（以下「事業者」という。）が、申請者の委任を受けて当該補助金の受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手續について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語は、次項に掲げる各補助金交付要綱において使用する用語の例による。

2 この告示において「耐震等関連事業」とは、次の各号に掲げる補助金交付要綱に規定する事業をいう。

- (1) 豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成20年豊山町告示第32号）
- (2) 豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成28年豊山町告示第11号）
- (3) 豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱（平成28年豊山町告示第12号）
- (4) 豊山町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（平成30年豊山町告示第40号）

(届出)

第3条 代理受領により補助金を受領しようとする申請者は、当該補助金の交付の申請をする際に、代理受領届出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めた場合は、当該補助金の完了実績報告書を提出する日までに届け出れば良いものとする。

(届出の確認)

第4条 町長は、前条に規定する届出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出確認通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(届出の取下げ)

第5条 前条に規定する通知を受けた申請者が、代理受領を取りやめようとするときは、第7条の請求書を提出する前までに代理受領届出取下届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(届出内容の変更)

第6条 申請者は、第4条に規定する通知を受けた後に届出の内容に変更が生じた場合は、代理受領届出変更届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更の届出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出変更確認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により通知した場合において、第8条中「代理受領届出確認通知書」とあるのは、「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

(補助金の代理受領)

第7条 第4条に規定する通知を受けた申請者は、補助金の額の確定に係る通知を受けた後、代理受領に係る委任状(様式第6号)及び代理受領に係る補助金交付請求書(様式第7号)を提出しなければならない。この場合において、この請求書の提出をもって耐震等関連事業に係る請求書が提出されたものとみなす。

2 町長は、前項に規定する請求に基づき、申請者から委任を受けた事業者へ補助金を交付するものとする。

3 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、耐震等関連事業の経費として、申請者へ請求する額から控除するものとする。

(利用の取消し)

第8条 町長は、申請者又は事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

(1) 耐震等関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合

(2) 代理受領届出確認通知書の受領が確認できない場合

(3) 虚偽の届出その他不正の行為が判明した場合

(4) 法令又はこの告示に違反した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が代理受領の利用を不相当と認めた

場合

(書類の保管)

第9条 代理受領を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、代理受領の手続に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

代理受領届出書

年 月 日

（宛先）豊山町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

豊山町耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱第3条の規定により、下記の事業者委任することを届出します。

記

- 1 耐震等関連事業 豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金
豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金
豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金
豊山町ブロック塀等撤去費補助金
- 2 建物等所在地 _____
- 3 工事等の名称 _____
- 4 委任する事業者 住所又は所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____
電 話 番 号 _____

様式第2号（第4条関係）

代理受領届出確認通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長

年 月 日付けで提出された代理受領届出書の内容を確認しましたので、豊山町耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱第4条の規定により通知します。

記

- 1 耐震等関連事業 _____
- 2 建物等所在地 _____
- 3 工事等の名称 _____
- 4 留意事項

代理受領制度を利用する場合、補助金額に相当する額が、上記工事等の経費として請求される額から控除されます。

様式第3号（第5条関係）

代理受領届出取下届

年 月 日

（宛先）豊山町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日に提出した代理受領届出書について、下記により取り
下げたいので届出します。

記

- 1 耐震等関連事業 豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金
豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金
豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金
豊山町ブロック塀等撤去費補助金

2 建物等所在地 _____

3 工事等の名称 _____

4 理由

様式第4号（第6条関係）

代理受領届出変更届

年 月 日

（宛先）豊山町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日に提出した代理受領届出書の内容について変更したいので、豊山町耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 耐震等関連事業 豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金
 豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金
 豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金
 豊山町ブロック塀等撤去費補助金

2 建物等所在地 _____

3 工事等の名称 _____

4 変更の内容

5 理由

様式第5号（第6条関係）

代理受領届出変更確認通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長

年 月 日付けで提出された代理受領届出変更届の内容を確認しましたので、豊山町耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 耐震等関連事業

2 工事等の名称

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）豊山町長

委任者（申請者） 住 所
氏 名
電話番号

代理受領に係る委任状

私は、下記の補助金の交付の請求及び受領について、豊山町耐震関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱第7条の規定により、委任します。

記

- 1 耐震等関連事業 豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金
豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金
豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金
豊山町ブロック塀等撤去費補助金
- 2 建物等所在地 _____
- 3 工事等の名称 _____
- 4 補助金確定通知書 通知番号 _____ 第 _____ 号
- 5 代理受領額 金 _____ 円

上記権限の委任を受けることを承諾します。

【受任者（事業者）】 住所又は所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

様式第7号（第7条関係）

代理受領に係る補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）豊山町長

請求者 住所又は所在地
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）
電話番号

豊山町耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 補助金振込金融機関口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
預金の種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）	
口座番号		
（フリガナ） 口座名義人		

3 申請者に関する記載

工事等の名称	
申請者氏名	